

2021年登録

大磯産品募集

『めいど いん おおいそ』登録及び推薦要領



Made in OISO



【 目 次 】

趣旨及び概要	3
1. 目的	4
2. 所掌及び事務局	4
3. 登録品及び推薦品の定義	4
4. 登録品及び推薦品の種類	4
5. 登録品の基準	4
6. 推薦品の基準	5
7. 申請の手続	5
8. 審査	5
9. 登録	5
10. 登録の公表	6
11. 登録の有効期間	6
12. 登録等の手数料	6
13. 登録の更新	6
14. 登録変更手続	6
15. 会計	6
16. 査察	7
17. 登録基準遵守のチェックと責任の所在、事故への対応	7
18. 登録の取り消し	7
19. 登録者の責務	8
20. 協議会の責務	8
21. その他	8

－趣 旨－

大磯町は、大磯丘陵と相模湾に囲まれた豊かな自然、そして古代から歴史や文化が連綿と受け継がれており、様々な魅力ある地域資源を有する町です。

この地域資源を活用し、「食べたい」「買いたい」「見たい」「触れたい」「行きたい」となるような大磯の魅力「ゆかりある産品」を通じて発信することで、消費者や来訪者に満足と感動を提供し、地域経済の活性化に寄与します。

－概 要－

- 名 称 めいど いん おおいそ（大磯産品登録制度）
- 種 類 「登録品＝太鼓判」・「推薦品＝ゆかり自治体一押し」の2種類
- 方 法 大磯らしい潤いづくり協議会において「めいど いん おおいそ」登録及び推薦要領に基づき、申請書及び申請品による登録審査を行います。
- 主 催 大磯らしい潤いづくり協議会
- 主 管 ブランド促進委員会
- 事務局 協働事業者（東武トップツアーズ㈱）

※ 大磯らしい潤いづくり協議会

大磯町が持つ恵まれた自然や歴史・文化といった地域資源を活かしながら、「食べる」「買う」「泊まる」といった消費行動へとつながる機会や場を創出し、地域経済循環の向上を図ることを目的に、観光及び産業関連事業者等で構成された協議会です。

- ◆問合せ 所定の申請用紙に必要事項を記入し、次の申請先に送付してください。
- 〒220-0004 横浜市西区北幸2-8-29 東武横浜第3ビル5階
「大磯らしい潤いづくり協議会」事務局
（協働事業者 東武トップツアーズ㈱）
担当 坂本・高山 TEL 045-326-1120 FAX 045-326-1122
Mail oiso-kyogikai@tobutoptours.co.jp
または、〒255-0003 大磯町大磯927-12 大磯町商工会 0463-61-0871

1. 目的

この要領は、大磯らしい潤いづくり協議会（以下「協議会」という。）が、「めいど いん おおいそ」の登録制度を通じて、「太鼓判」の登録及び「ゆかり自治体一押し」を推薦することで、次の取組みを推進するため、必要な事項を定めます。

- (1) 大磯町にゆかりある産品やサービス等を宣伝する。
- (2) 大磯町にゆかりある自治体と連携し、産品の相互宣伝を図ることで、大磯町を広く内外に宣伝するとともに、町内事業者の販路拡大に繋げる。
- (3) 農業・漁業・商工業・畜産業・林業及び地域経済の活性化に貢献する。

2. 所掌及び事務局

本登録及び推薦に関する運用は、大磯らしい潤いづくり協議会が所掌し、事務局は協議会の協働事業者（東武トップツアーズ㈱以下「事務局」という。）が担います。

3. 登録品及び推薦品の定義

この要領において「登録品」とは、5に規定する登録品の基準を満たし、「太鼓判」に登録したものを言います。

また、「推薦品」とは、6に規定する推薦品の基準を満たし、「ゆかり自治体一押し」に推薦したものを言います。

4. 登録品及び推薦品の種類

登録品及び推薦品の種類は、次のとおりです。

- (1) 食品加工商品
- (2) 農水畜林産物
- (3) 工芸品・工業製品
- (4) 飲食メニュー・ものづくり等の体験教室
- (5) その他、地域資源（自然・歴史・文化・景観等）に関連付けられた経済的な価値が認められるもの

5. 登録品の基準

協議会は、「太鼓判」の登録にあたり、登録基準を定めるものとします。ただし、公序良俗に反するものは対象としません。

- (1) 大磯のゆかり（生産、採取、製造、加工、販売、サービス、ストーリー等）に因んだもの
- (2) 大磯が発信（町内に在住、在勤、在学する者が発売元、発信元）となっているもの
- (3) SDGs（世界を変えるための17の持続可能な開発目標）の達成に向けた「大磯らしい」もの
- (4) 協議会構成員が他に自信をもって紹介できるもの
- (5) 関係法令がある場合、定める基準に適合しているもの
- (6) その他、協議会が特に必要と認めるもの

6. 推薦品の基準

協議会は、「ゆかり自治体一押し」の推薦にあたり、推薦基準を定めるものとします。ただし、公序良俗に反するものは対象としません。

- (1) 大磯町と地域経済活性化に向けた包括連携協定を締結している自治体の製品等であること
- (2) 当該協定締結自治体において、ブランド認定及びそれに準ずる登録あるいは当該自治体が推薦する製品等であること

7. 申請の手続

登録を受けようとする者は、「太鼓判」登録申請書（第1号様式）に申請品の内容が分かる資料等を添え、申請するものとします。

また、推薦を受けようとする自治体は、「ゆかり自治体一押し」推薦申請書（第2号様式）に製品の内容が分かる資料等を添え、申請するものとします。

8. 審査

協議会は、提出された申請書等から、登録基準に基づき審査を行います。

協議会は、審査等に必要な申請品の提供を申請者に求めることができます。この場合、提供された申請品は、原則、返却しないものとします。

また、推薦の審査は、申請書の確認のみとします。ただし、必要に応じて、当該自治体の所管部署へ申請内容の照会を行うものとします。

9. 登録

協議会は、8の規定による審査に基づき、これを「太鼓判」として登録とすることが適当と認めた場合は、登録品として決定し、「太鼓判」登録審査の結果通知書（第3号様式）により申請者へ通知します。ただし、推薦品は除きます。

- (1) 登録された申請者は、協議会が指定する日までに登録料を納めるものとします。
- (2) 登録料の納付確認後、当該申請者に対し「太鼓判」登録証（第4号様式）を交付します。
- (3) 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、「太鼓判」登録証を店舗等に表示し、ラベルを登録品や包装、容器、メニュー等に貼付け、使用することができます。
- (4) ロゴマークを包装紙等に印刷により使用する場合は、あらかじめ協議会の了承を受けなければなりません。



登録品ラベル「太鼓判」例



推薦品ラベル「ゆかり自治体一押し」例

10. 登録の公表

協議会は申請品を登録したときは、対象申請品等について、原則、次の事項を公表します。

- (1) 登録品の写真及び名称
- (2) 登録者の氏名あるいは事業所名
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

11. 登録の有効期間

登録品の有効期間は、原則、登録日からその1年間を経過する日の属する年度の末日までとします。

12. 登録等の手数料

9に規定する登録料は、登録品一件につき、10,000円とし、登録者から手数料を徴収するものとします。ただし、更新時の登録料は、登録品一件につき、20,000円とし、以後、継続の場合は同額とします。納付済の登録料は、いかなる場合も返金しません。

13. 登録の更新

11に規定する登録の有効期間が満了する場合において、登録を継続して受けようとする者は、協議会が指定する期間内に登録品更新申請書（第5号様式）を提出し、承認を受けるとともに、更新料を納めるものとします。納付済の登録料及び更新料は、いかなる場合も返金しません。

14. 登録変更手続

登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録品申請事項変更届出書（第6号様式）を速やかに事務局に提出しなければなりません。

- (1) 氏名又は住所（法人、その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したとき
- (2) 登録品の名称を変更したとき
- (3) 登録品の規格、形状又は容器包装を著しく変更したとき
- (4) その他、申請書の内容に変更があつたとき

2 協議会は、前項の届出があつたときは、登録品変更確認書（第7号様式）を交付するものとします。ただし、この場合において重大な変更であると判断するときは、協議会で協議を行うものとします。

15. 会計

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

本委員会の運営に係る経費は、登録者の登録料及び更新料、寄付金及びその他の収入をもって充て、協議会の会計内で処理するものとします。

16. 査察

協議会は、必要があると認めるときは、登録品について登録又は更新時の条件に適合しているか随時で査察することができるものとします。

17. 登録基準遵守のチェックと責任の所在、事故への対応

本事業は、登録者の意思による申請を前提に、自主申告及び自主管理を原則とすることから、登録品に問題が生じた場合の責任は、登録者自身に帰属するものであり、登録品の流通、販売、消費または使用において事故が発生したときは、登録者が一切の責任を負うものとします。

- 2 登録者は、前項に定める事故の内容を確認したときは、速やかに協議会に報告するとともに、協議会の指示があったときは、その報告書を協議会に提出するものとします。
- 3 協議会は、登録品の苦情等を受けたときは、登録者に対しその内容を連絡し、登録者はこれに誠意をもって対応し、その状況を協議会に報告するものとします。
- 4 協議会は、事故の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表するものとします。
- 5 協議会は、前項の公表により、登録者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとします。

18. 登録の取り消し

協議会は、登録品又は登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、9に規定する登録品の登録を取り消すことができます。

- (1) 登録品取り下げ届出書（第8号様式）の提出があったとき
 - (2) 登録品としての信用を著しく害する行為が生じたとき
 - (3) ロゴマーク又は名義を登録品以外に使用したとき
 - (4) 更新申請の手続きがされなかったとき
 - (5) 19の3の規定による報告がないとき
 - (6) 登録基準に適合しなくなったと認められるとき
 - (7) 虚偽の申請に基づき登録を行ったと認められるとき
 - (8) 登録品の生産又は販売を1年以上中止し、又は廃止したとき
 - (9) その他、登録制度に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき
- 2 協議会は、前項の規定により登録品の登録を取り消したときは、登録取り消し通知書（第9号様式）により、登録者に通知するとともに、登録証及び登録ラベルの返却を要請するものとします。
 - 3 協議会は、前項の規定に登録品の登録を取り消したときは、その登録品及び登録者を公表することができます。
 - 4 登録期間中にその登録を取り消した場合であっても、その登録料及び更新料は返金しないものとします。

19. 登録者の責務

登録者は、この要領の規定を誠実に遵守し、登録品の素材、製法、技法、品質又はデザインをできる限り維持向上を図り、全体の信頼性の確保に努めるものとします。

2 登録者は、登録品の生産及び販売を通じて、登録制度に関する普及及び啓発に協力するよう努めなければなりません。

3 登録者は、登録品の品質や流通、販売等における事故等が発生した場合は、直ちに事務局に報告するものとします。

20. 協議会の責務

協議会は、登録品のPRを含め販売促進に努め、地域事業者及び地域産業の振興及び活性化に貢献するよう努めます。

2 協議会は、第三者により登録品推薦届（第10号様式）の提出があった場合は、当該事業者に対し登録制度について紹介するとともに、登録品の申請を打診するよう努めます。

21. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

添付資料・様式

- | | | |
|----|--------|------------------|
| 1 | 第1号様式 | 「太鼓判」登録申請書 |
| 2 | 第2号様式 | 「ゆかり自治体一押し」推薦申請書 |
| 3 | 第3号様式 | 「太鼓判」登録審査の結果通知書 |
| 4 | 第4号様式 | 「太鼓判」登録証 |
| 5 | 第5号様式 | 登録品更新申請書 |
| 6 | 第6号様式 | 登録品申請事項変更届出書 |
| 7 | 第7号様式 | 登録品変更確認書 |
| 8 | 第8号様式 | 登録品取り下げ届出書 |
| 9 | 第9号様式 | 登録取り消し通知書 |
| 10 | 第10号様式 | 登録品推薦届 |

第1号様式（7関係）

受付番号 号
令和 年 月 日

大磯らしい潤いづくり協議会 会長 様

「太鼓判」登録申請書

「めいど いん おおいそ」に係る登録及び推薦要領7の規定により、次の製品の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者

ふりがな			
事業者名称 (屋号・店名) 団体名	※法人の場合は法人名と屋号（店名）を記入		
ふりがな		役職	
代表者氏名			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
E-mail		URL	
担当者		部署・役職	

2 品質基準に係る誓約書

登録の申請にあたり、当該申請品は、当該申請品に係る関係法令等に定める品質基準を満たしていること。また、登録品の品質、流通、販売等において事故・苦情等の問題が生じた場合は、私が一切の責任を負うことを誓約いたします。

申請品名称	
代表者氏名	

※本申請書は、申請者の確認及び事務連絡や関連事業の情報提供のために利用します。

3 申請品の概要

ふりがな			
申請品名称			
種別	☐ 食品加工商品 ☐ 農水畜林産物 ☐ 工芸品・工業製品 ☐ 飲食メニュー・ものづくり等の体験教室 ☐ その他地域資源を活用した経済的価値物		
申請品の 主な特徴	※ネーミングや形状、競合品と比較しての特徴やこだわり、商標・特許等、他では簡単にまねできない独自製法、原料や製造での特色など		
大磯にゆかりの ストーリー等	※申請品が生まれた背景や大磯とのゆかり、申請品への想いなど		
主な販売場所			
主な原材料 の使用割合	大磯町産 %	他地域産 %	
販売可能時期	☐ 通年 ☐ () 月頃～ () 月頃 ☐ その他 ()		
販売想定地域	町内 %	県内 %	県外 %
標準的な 販売価格	円		
賞味期限等	※食品の場合、製造日からの賞味期限又は消費期限を記入 ※食品以外の場合は、保証期間等を記入		
保存方法	常温・要冷蔵・その他 () ※食品以外の場合は、保存方法の注意事項等があれば記入		

【添付書類】申請の際、以下の書類を必ず一緒に添付してください。

- ①申請品の写真（プリントしたもの）
- ②その他、申請品のサンプルやサンプル提出が不適當・困難な場合は、カタログ、パンフレット等の概要が分かるもの

事務局使用欄

登録の適否	適合・不適合	登録番号	N0.	
-------	--------	------	-----	--

第2号様式（7関係）

受付番号 号
令和 年 月 日

大磯らしい潤いづくり協議会 会長 様

「ゆかり自治体一押し」推薦申請書

「めいど いん おおいそ」に係る登録及び推薦要領7の規定により、次の製品の推薦を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者

ふりがな			
事業者名称	※法人の場合は法人名と屋号（店名）を記入		
ふりがな			
申請品名称			
種別	☐ 食品加工商品 ☐ 農水畜林産物 ☐ 工芸品・工業製品 ☐ 飲食メニュー・ものづくり体験教室 ☐ その他地域資源を活用した経済的価値物		
ふりがな		役職	
代表者氏名			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
E-mail		URL	
担当者		部署・役職	

【添付書類】申請の際、以下の書類を必ず一緒に添付してください。

- ①申請品の写真（プリントしたもの）
- ②その他、申請品のサンプルやサンプル提出が不適當・困難な場合は、カタログ、パンフレット等の概要が分かるもの

申請品について、推薦します。

自治体・部署名		担当者名	
電話番号		E-mail	
認証等の有無	☐ あり ☐ なし		

※本申請書は、申請者の確認及び事務連絡や関連事業の情報提供のために利用します。

事務局使用欄

推薦の適否	適合・不適合	推薦番号	NO.	
-------	--------	------	-----	--

第3号様式（9関係）

令和 年 月 日

様

大磯らしい潤いづくり協議会
会 長

「太鼓判」登録審査の結果通知書

標記の件について、登録基準に基づき審査を行い、次のとおりの結果となりましたので
通知いたします。

申請品名称	
登録の適否	☐ 適合 ☐ 不適合
登録番号	
登録年月日	令和 年 月 日
登録有効期間	令和 年 月 日

備考 登録の更新を受けようとするときは、令和 年 月 日までに、登録品更新申請書
（第5号様式）を提出し、更新料を納付してください。

『 太 鼓 判 』 登 録 証

殿

令和 年度に申請のあった下記産品は、大磯らしい潤いづくり協議会
ブランド促進委員会の審査の結果、「めいど いん おおいそ」にふさわ
しい品であることを認め、ここに登録いたします。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録品名称
- 3 登録期間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

大磯らしい潤いづくり協議会
会 長

第5号様式（13関係）

令和 年 月 日

大磯らしい潤いづくり協議会 会長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名

登録品更新申請書

13の規定により、次のとおり登録品の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録番号	※初回登録時の登録番号
登録品 名称	
前回登録時 からの変更 の有無	☐ 変更あり ☐ 変更なし ※変更のある場合は別途、登録品申請事項変更申請書（第6号様式）を提出すること

令和 年 月 日

大磯らしい潤いづくり協議会 会長 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名

登録品申請事項変更届出書

14の規定により、次のとおり登録内容の変更をしたいので、関係書類を添えて届出をします。

登録番号		※初回登録時の登録番号	
登録品名称			
変更年月日		令和 年 月 日	
変更事項	変更事項	☐ 登録者の氏名又は住所 ☐ 登録品の規格・形状等 ☐ 販売可能時期 ☐ 希望小売価格 ☐ その他（ ）	
	変更理由		
	変更内容	変更前の内容	変更後の内容

第7号様式（14関係）

令和 年 月 日

様

大磯らしい潤いづくり協議会

登録品変更確認書

登録品申請事項変更届出書の提出により、次のとおり変更を行いましたので内容に誤りがないかご確認ください。

登録品名称	
登録番号	
変更年月日	令和 年 月 日
変更事項	変更後の内容
登録の継続	継続 ・ 取消
取消の場合の理由	
登録有効期間	令和 年 月 日

第8号様式（18関係）

令和 年 月 日

大磯らしい潤いづくり協議会 会長 様

所在地
届出者 名称
代表者氏名

登録品取り下げ届出書

18の規定により、次のとおり登録を取り下げたいので届け出をします。

登録番号	※初回登録時の登録番号
登録品名称	
取消理由	

令和 年 月 日

様

大磯らしい潤いづくり協議会

登録取り消し通知書

次のとおり、登録を取り消しましたので、通知します。

登録品名称	
登録番号	※初回登録番号
取消年月日	令和 年 月 日
取消方法	☐ 申請者による取消 ☐ 協議会による取消 （理由 ）

令和 年 月 日

大磯らしい潤いづくり協議会 会長 様

住 所
届出者 氏 名

登録品推薦届

20の規定により、次のとおり推薦いたします。

推薦する理由	
推薦品の名称	
推薦品を扱う事業所 （店舗）等の名称	
推薦者氏名	
推薦者連絡先	住所： 電話番号： E-mail：